

長崎外国語大学 公的研究費不正防止計画

—2018（平成 30）年度実施状況および 2019（平成 31）年度不正防止計画—

2019（平成 31）年 4 月 1 日

考えられる不正発生要因	2018（平成 30）年度 公的研究費不正防止計画	2018（平成 30）年度実施状況	2019（平成 31）年度 公的研究費不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> ・研究機関内で責任と権限の所在が十分に認識できていない場合がある。 ・時の経過とともに責任意識が低下する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2018（平成 30）年度中に不正防止計画推進委員会規程を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究推進委員会および研究支援課を新設し運営管理体制の強化充実を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・最高管理責任者は学長、統括管理責任者は研究を担当する副学長とし、HP等で職名を公開する。
<ul style="list-style-type: none"> ・公的研究費（科研費）の使用（執行）ルールや業務フローが明確化されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2018（平成30）年度中に科研費取扱規程及び執行ハンドブック策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「科学研究費取扱規定」、「長崎外国語大学における研究データの保存等に係わるガイドライン」の策定および関連規程の見直しを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・規程等の整備を行う。 ・ルールと運用の実態乖離がないよう必要に応じて見直しを行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・競争的資金が公的研究費であるという意識が希薄である。 ・コンプライアンスに対する関係者の意識が希薄である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・科研に応募する研究者及び関係職員に対し、規程及び執行ハンドブックについて事前に説明会を実施し、周知を図る ・2018（平成 30）年 7 月にコンプライアンス研修会とともに研究倫理教育研修（e-ラーニング）を実施。理解度チェック、誓約書を徴取し、構成員の意識向 	<ul style="list-style-type: none"> ・2018（平成 30）年 10 月にコンプライアンス研修会及び研究倫理教育研修（e-ラーニング）を全ての教員及び関係職員を対象に実施。 ・全ての対象者より理解度チェック、誓約書を徴取し、意識の向上を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究関連規程等について、研究者および職員に周知を図る ・コンプライアンス研修会とともに研究倫理教育研修（e-ラーニング）を実施する。 理解度チェック、誓約書を徴取し、構成員の意識向上を図る。

	上を図る。		
・不正使用に関する通報（告発・相談） 窓口及び通報者の保護体制の周知が不徹底	・2018（平成30）年1月に取引業者より不正防止の誓約書を徴取。 取引業者に対し、本学の不正防止への取り組みを発信する。	・2019（平成31）年1月に取引業者へ本学の取組を発信し、誓約書を徴取した。	・取引業者より不正防止の誓約書を徴取する。 取引業者に対し、本学の不正防止への取り組みを発信する。
・実効性のあるモニタリングが不十分である。	・2018（平成30）年11月に内部監査委員会による内部監査を実施する。	・公的研究費の内部監査を最高管理責任者の直轄的組織で実施することを規定で定めたが、年度途中であったため暫定的に内部監査委員会による内部監査を実施した。	・学長が指定した内部監査担当者及び研究推進委員会による経理・体制整備等に関する内部監査を実施する。